

# 第25回温海トライアスロン大会競技規則

## ★ 全部門共通規則 ★

- \* 参加選手が**競技規則に違反した場合は失格になる場合がある。**
- \* レース委員会は、参加者の**失格を宣言する権限**を持つ。
- \* レース委員会、競技役員、医療係員は参加者の競技続行が、当人の健康を害したり、致死の恐れありと認めた際は、**競技から退去せしめる権限**を持つ。
- \* 参加選手は、アルコール性飲料をはじめ、麻薬、興奮剤、刺激剤、その他、運動促進剤、疲労感抑制を促すような薬剤も使用してはならない。
- \* 全参加選手は、**スポーツマンシップをもって行動**することが要求され、競技中は安全第一に徹し、お互いに迷惑になる行為は慎むこととする。
- \* 参加選手が競技から脱退する時は直ちに競技役員に申し出て、大会本部に通告する。
- \* 参加選手はレース委員会、競技役員、警察等の指示に対しては**すみやかに従うこと**。
- \* レース出場中はゼッケンNo.の表示された**スイムキャップ・ゼッケンを必ず着用**すること。

## ★ 水泳競技 ★

- \* 鼠ヶ関港内指定コースを**全選手が同時にスタート**する。
- \* **スイムスーツを必ず着用**すること。
- \* 足ヒレ、パドル、シュノーケル等のいかなる推進浮上装備も着用してはならない。
- \* 休息する場合はコースロープなどで休んでもよいが、水底をけて進んだり、歩行は禁止する。
- \* 海水浴場利用のマナーを守り、オイル、その他汚濁につながる行為は禁止する。
- \* 水泳競技コースは**競技開始後1時間30分で閉鎖**する。その時点で中継ポイントを通過していない者は、自動的に**失格**となり次の部門への参加は許されない。

## ★ 自転車競技 ★

- \* 使用する自転車は各自で**安全点検**を行ったものとする。ただし、点検をしたとしてもそれは安全を保障したものではない。
- \* 競技者は**トランジット内も含む全行程ヘルメット**を着用（あごひもも）すること。
- \* 進路変更する際は、後方を確認し、他の競技者や一般車・歩行者の**進行を妨害しないこと**。
- \* 自転車のトラブルは**自己の責任**において処理し、リタイヤする際は安全な場所で回収車を待つ。**代替自転車の使用は許可しない**。
- \* 自転車コースは**水泳スタート後3時間30分で閉鎖**され、その時点で水泳及び自転車競技を終了していない者は、自動的に**失格**となりマラソンに参加することを禁止する。
- \* **ドラフティングは禁止**する。なお、集落内のコースについては、一部に降車する地点や狭路があるため**追越禁止**を原則とする**徐行ゾーン**とする。

## ★ マラソン ★

- \* 全コースは**水泳スタート後4時間00分で閉鎖**され、その時点でゴールしていない者は自動的に**失格**となる。

## ★ リレー部門 ★

- \* 競技規則は上記のとおりとするが、各チームともスイム、バイク、ランと選手が**リレー**する際は、競技役員の指示に従い**リレーゾーン**を通過すること。なお、記録については個人の部と同様、記録ゲート通過時に計測する。ただし、途中棄権する選手があった場合そのチームは**失格**とする。

## ★ 異議申し立て ★

- \* 競技役員の決定事項、他の参加選手の行為に対して異議の申し立てを行う参加選手は、本人の競技終了後**30分以内**に所定の書面にて大会本部へ申し出なければならない。**異議については、レース委員会により裁定され、レース委員長による裁定が最終的権威を持つ。**